

中分類 31 — 皮革及び皮革製品製造業

總 説

この中分類は、製革業及びこれにより仕上げられた皮革及び擬革ならびに類似品から皮革及び類似製品の製造に従事する事業所をいう。

小分類 細分類
番 号 番 号

311 製 革 業

3111 製 革 業

主として革の鞣成、調整、仕上げに従事する事業所をいう。仕上げられた革に塗装その他の装飾をする事業所も本分類に含まれる。

○皮革製造業；革鞣業；鞣革製造業；タンニン鞣製造業；クローム鞣革製造業；

毛皮製造業；水産皮革製造業；皮晒業；染革業

312 工業用革ベルト及びパッキング製造業

3121 工業用革ベルト及びパッキング製造業

主として工業用革ベルト、パッキングの製造に従事する事業所をいう。

○革ベルト製造業；パッキング製造業（革製）；ガスケツト製造業（革製）

313 履物用革製材料及び附屬品製造業

3131 履物用革製材料及び附屬品製造業

主として革製履物底、踵その他の材料及び靴革紐その他の革製履物附屬品の製造に従事する事業所をいう。

○製靴材料製造業（革製）；靴底製造業（革製）；靴革紐製造業（完成したもの）；

革製履物材料製造業

314 革製履物製造業

3141 革製履物製造業

長靴、短靴、サンダル、スリッパ、その他主として皮革製（一部布その他の物を用いてある場合を含む）の履物の製造に従事する事業所をいう。

○革靴製造業；革製サンダル製造業；スリッパ製造業（革製）

×足袋製造業〔2381〕；地下足袋製造業〔3021〕

315 革製手袋製造業

3151 革製手袋製造業

主として革製手袋の製造に従事する事業所をいう。

中分類31—皮革及び皮革製品製造業

- 316 ○革手袋製造業；手袋製造業（革製のもの）；工業用革手袋製造業
靴履製造業
- 8161 靴履製造業
皮革及び繊維、金属その他の材料から靴履の製造に従事する事業所をいう。
主な製品は衣類靴、トランク、抱靴、書類入等である。
- 317 ○革製靴履製造業；繊維製靴履製造業；トランク製造業；抱靴製造業；スーツケース製造業；ランドセル製造業；学生カバン製造業；リュックサック製造業
袋物製造業
- 8171 袋物製造業
使用材料のいかんを問わず、主として袋物の製造に従事する事業所をいう。主な製品はハンドバック、財布、煙草入、名刺入等である。
- 319 ○袋物製造業；眼鏡入れ製造業；桶入れ製造業；ハンドバック製造業；財布製造業；シース製造業；買物袋製造業；雑材製袋物製造業；定期入れ製造業
その他の皮革製品製造業
- 8191 馬具、鞍具及び鞭製造業
主として馬具、鞍具、鞭その他類似製品の製造に従事する事業所をいう。
- 馬具製造業（革及び類似品のもの）；鞍具製造業（革及び類似品のもの）；鞭製造業（革製のもの）
- 8192 工業用革製品製造業（ベルト、パッキング及び手袋を除く）
主としてベルト、パッキング及び手袋以外の工業用革製品の製造に従事する事業所をいう。主な製品は紡織機用エプロンバンド、織機用ピツカー等である。
- 紡織用エプロンバンド製造業；エプロンバンド製造業；織機用ピツカー製造業
紡績用シート製造業；ローハイドピニオン製造業
- ×工業用革ベルト製造業〔3121〕；工業用革パッキング製造業〔3121〕；工業用革手袋製造業〔3151〕
- 8199 他に分類されない皮革製品製造業
他のいずれにも分類されない皮革製品の製造に従事する事業所をいう。但し、皮革製の衣服あるいは皮革裏地の衣服は中分類 23 に分類される。
- 室内用革製品製造業；吊皮製造業；腕時計皮製造業；頸輪製造業；服装用革バンド製造業；自転車用サドル革製造業
- ×皮革製衣服製造業〔28〕；皮革製運動用具製造業〔3030〕